

薬剤師賠償責任保険の事故解決までの流れと対応例

事故が発生しましたら、すみやかに所属の都道府県薬剤師会および損保ジャパンへご通知をお願いします。

直ちに経験豊富な専任担当者が、円満解決に向けた事故解決のための対応を開始します。

薬局 様

事故の発生

初期行動（損害拡大防止・記録・保全・関係者連絡等）

事故状況・原因等の調査
事故通知書等のご作成

患者さん側との話し合い
薬局内における継続調査

患者さん側からの損害賠償請求

損害賠償請求に対する対応方針の決定、弁護士委任等の協議

患者さん側との話し合い（継続）

患者さん側へのご説明（責任有の場合には賠償額等のご提示）

賠償額の確定

事故のご通知

初期対応から解決まで、損保ジャパンの経験豊富な担当者がサポートします

損保ジャパン

解決へ向けたサポート開始

- ・ 初期対応、当面の対応に関するお打ち合わせ
- ・ 初期段階における過失の有無等に関するアドバイス
- ・ 必要に応じ提携弁護士のご紹介 など

○患者さん側との面談等に当たってのご相談事項、当面の段取りなどお打ち合わせさせていただきます。
○事故原因・状況の調査完了後、損害賠償請求がなされる前でも、薬局内で過失の有無等についての見解が必要な場合はご相談ください。
○初期段階であっても、紛争化が予想される場合などには、ただちに提携弁護士をご紹介します。

- ・ 患者さん側との話し合いに関する各種ご相談
⇒必要に応じて提携弁護士の見解聴取
- ・ 今後の対応方針の協議

○患者さん側との話し合いの過程において、お困りのことがありましたらご遠慮なくご相談ください。
○損害賠償請求に関する対応過程においては、お客様のご意見を尊重し、解決に向けた方針を協議させていただきます。

- ・ 解決方針に関する協議
- ・ 患者さんへのご説明、解決案の提示、賠償額の提示

○最終的な解決方針については、会員様のお考えを尊重し、ご相談しながら進めさせていただきます。
○賠償額の提示を行う場合は、その根拠等について、すみやかにご案内させていただきます。

示談終了、円満解決へ

<本件に関するお問い合わせ先>

取扱代理店 公益社団法人 日本薬剤師会 総務部 会計・厚生課 損害保険担当

〒160-8389 東京都新宿区四谷3丁目3番地1 7階 TEL:03-3353-1190（平日9時から5時まで）

引受保険会社 損害保険ジャパン株式会社 医療・福祉開発部 第二課 03-3349-9746

このご案内は、概要を説明したものです。

詳しい内容は、パンフレット『正会員向け保険制度のご案内』、または日本薬剤師会HP添付のパンフレットをご覧ください。

承認番号: SJ21-08211 承認日: 2022/02/17